

## 帯広市水防計画 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考
表紙	帯広市水防計画  平成 26 年 2 月 帯広市	帯広市水防計画  平成 27 年 月 帯広市	
目次	第 1 章 総則…………… 1 第 2 章 水防組織…………… 3 第 3 章 重要水防箇所…………… 5 第 4 章 予報及び警報…………… 6 第 5 章 気象予報等の情報収集…………… 13 第 6 章 ダム・水門等の操作…………… 14 第 7 章 通信連絡…………… 15 第 8 章 水防施設及び輸送…………… 18 第 9 章 水防活動…………… 19 第 10 章 水防信号、水防標識等…………… 23 第 11 章 協力及び応援…………… 25 第 12 章 費用負担と公用負担…………… 27 資料編…………… 29	第 1 章 総則…………… 1 第 2 章 水防組織…………… 3 第 3 章 重要水防箇所…………… 5 第 4 章 予報及び警報…………… 6 第 5 章 気象予報等の情報収集…………… 14 第 6 章 ダム・水門等の操作…………… 15 第 7 章 通信連絡…………… 16 第 8 章 水防施設及び輸送…………… 19 第 9 章 水防活動…………… 20 第 10 章 水防信号、水防標識等…………… 24 第 11 章 協力及び応援…………… 26 第 12 章 費用負担と公用負担…………… 28 資料編…………… 30	ページの変更
第 1 章 第 1 節 1 頁	第 1 章 総 則  第 1 節 目 的  この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる帯広市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。	第 1 章 総 則  第 1 節 目 的  この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる帯広市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。	

**第2節 水防の責任等**

水防に係る各機関等について、水防法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。

**1 帯広市（水防管理団体）**

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (2) 水位の通報（法第12条第1項）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (9) 公用負担（法第28条）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (12) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (13) 水防協力団体の指定（法第36条）

**第2節 水防の責任等**

水防に係る各機関等について、水防法に規定されている責任、義務及び処理すべき事務は次のとおりである。

**1 帯広市（水防管理団体）**

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 消防機関が水防を十分に行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公用負担（法第28条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (15) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項、第2項及び第3項）
- (16) 水防協力団体の指定（法第36条）

(1)、(2)、  
(6)の追加

一部修正

<p>第1章 第2節 1頁</p>	<p><b>2 北海道</b> 道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定(法第4条)  (2) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第6項)  (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)  (4) <u>北海道水防協議会の設置(法第8条第1項)</u>  (5) <u>気象予報及び警報、洪水予報の伝達(法第10条第3項)</u>  (6) <u>洪水予報の発表及び通知(第11条第1項)</u>  (7) <u>量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)</u>  (8) <u>水位情報の通知及び周知(法第13条)</u>  (9) <u>洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知(法第13条の2)</u>  (10) <u>浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</u>  (11) <u>水防警報の発表及び通知(法第16条第1項、第2項及び第3項)</u>  (12) <u>水防信号の指定(法第20条)</u>  (13) <u>避難のための立ち退きの指示(法第29条)</u>  (14) <u>緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)</u>  (15) <u>水防団員の定員の基準の設定(法第35条)</u>  (16) <u>水防に関する勧告及び助言(法第48条)</u></p>	<p><b>2 北海道</b> 道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定(法第4条)  (2) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第4項)  (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)  (4) <u>気象予報及び警報、洪水予報の伝達(法第10条第3項)</u>  (5) <u>洪水予報の発表及び通知(第11条第1項)</u>  (6) <u>量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)</u>  (7) <u>水位情報の通知及び周知(法第13条)</u>  (8) <u>洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知(法第13条の2)</u>  (9) <u>浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</u>  (10) <u>水防警報の発表及び通知(法第16条第1項、第2項及び第3項)</u>  (11) <u>避難のための立ち退きの指示(法第29条)</u>  (12) <u>緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)</u>  (13) <u>水防に関する勧告及び助言(法第48条)</u></p>	<p>一部修正及び 削除</p>
<p>第1章 第2節 2頁</p>	<p><b>3 国土交通省(北海道開発局)</b>  (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)  (2) 洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項)  (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)  (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知(法第13条の2)  (5) 水位情報の通知及び周知(法第13条第1項)  (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)  (7) 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)</p>	<p><b>3 国土交通省(北海道開発局)</b>  (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)  (2) 洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項)  (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)  (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知(法第13条の2)  (5) 水位情報の通知及び周知(法第13条第1項)  (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)  (7) 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)</p>	

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う気象予報及び警報

#### 1 種類及び発表基準

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときに帯広測候所から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報をするものであるが、水防活動の利用には適合しない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨注意報の基準】 ・ 1時間雨量 25mm 以上
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水注意報の基準】 ・ 流域雨量指数に基づき発表
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨警報の基準（浸水害）】 ・ 平坦地：1時間雨量 40mm 以上 ・ 平坦地以外：1時間雨量 45mm 以上
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水警報、注意報の基準】 ・ 流域雨量指数に基づき発表

## 第4章 予報及び警報

### 第1節 気象庁が行う気象予報及び警報

#### 1 種類及び発表基準

気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときに帯広測候所から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代えられる。

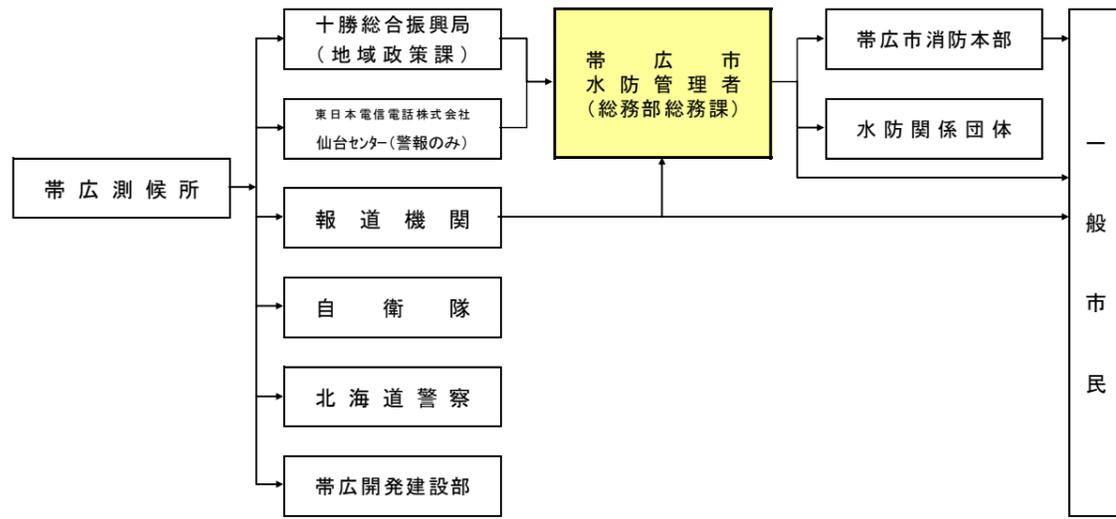
なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨注意報の基準】 ・ 1時間雨量 25mm 以上
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水注意報の基準】 ・ 流域雨量指数に基づき発表
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨警報の基準（浸水害）】 ・ 平坦地：1時間雨量 40mm 以上 ・ 平坦地以外：1時間雨量 45mm 以上
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき 【大雨特別警報の基準（浸水害）】 ・ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水警報、注意報の基準】 ・ 流域雨量指数に基づき発表

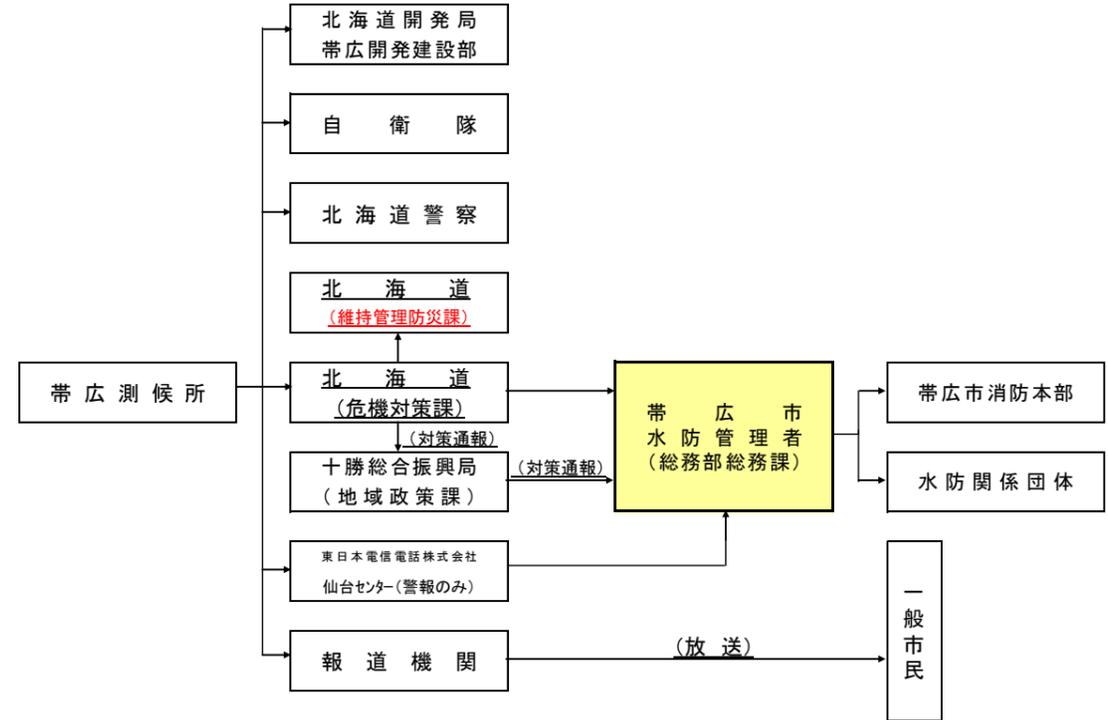
特別警報についての文言の修正

第4章  
第1節  
6頁

2 警報等の伝達経路



2 警報等の伝達経路



伝達経路の変更

第4章  
第2節  
7頁

第2節 洪水予報河川における洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】

1 種類及び発表基準

▼洪水予報河川と水位設定 (m)

管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
		南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
		第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90

第2節 洪水予報河川における洪水予報【対象河川／十勝川、札内川、帯広川】

1 種類及び発表基準

▼洪水予報を行なう河川と発表の基準となる観測所 (水位:m)

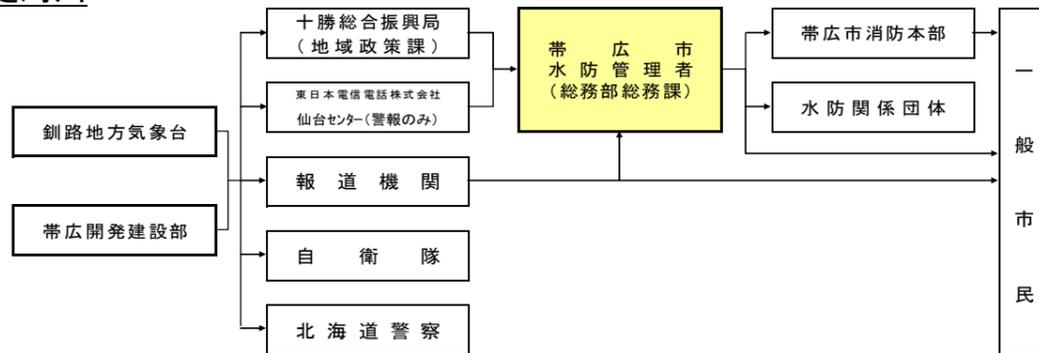
管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	第2大川橋(大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90

観測所の一部変更

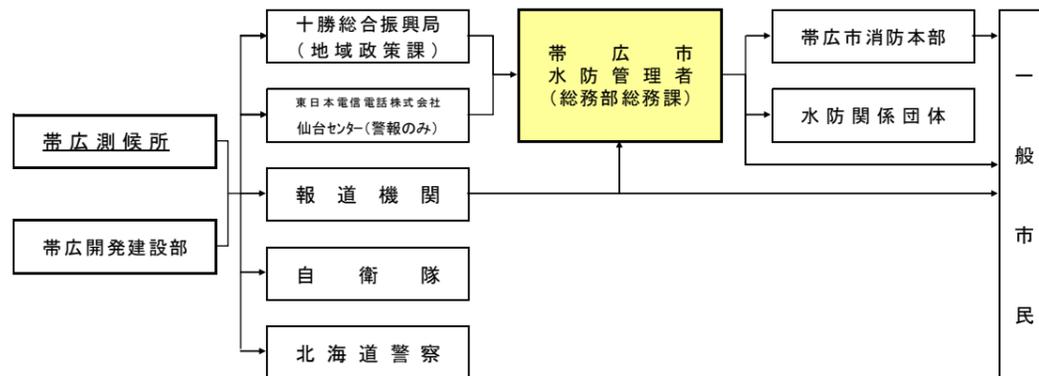
第4章  
第2節  
8頁

2 警報等の伝達経路

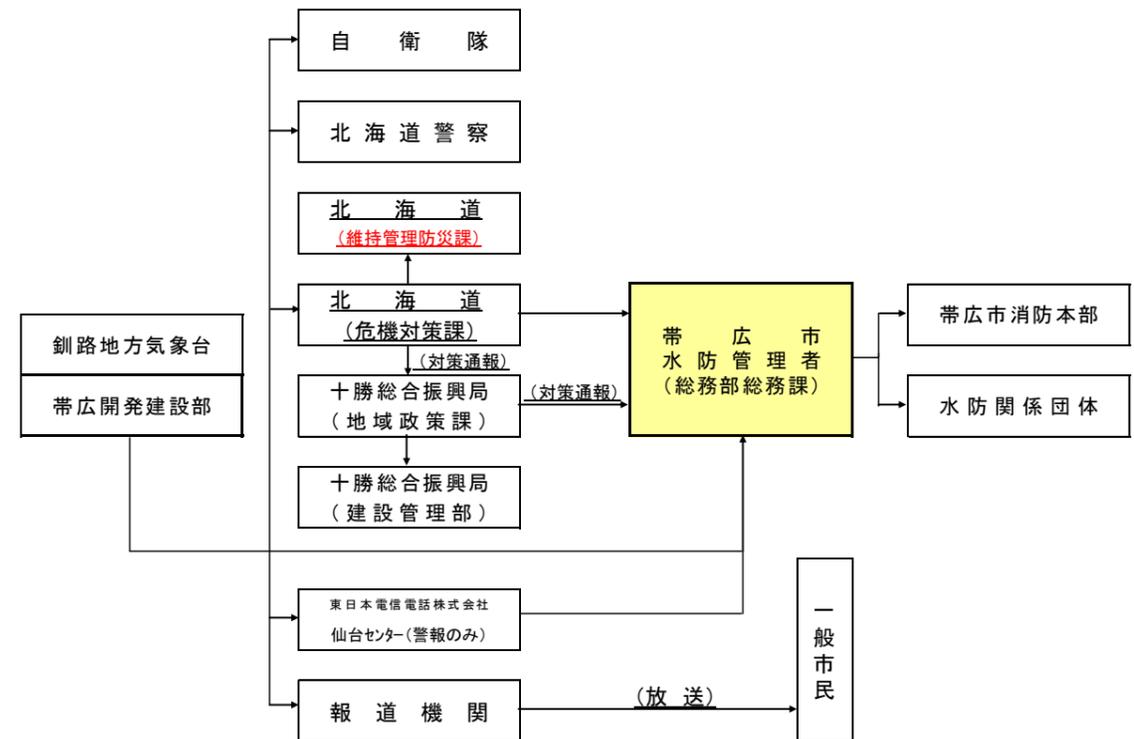
指定河川



指定河川以外



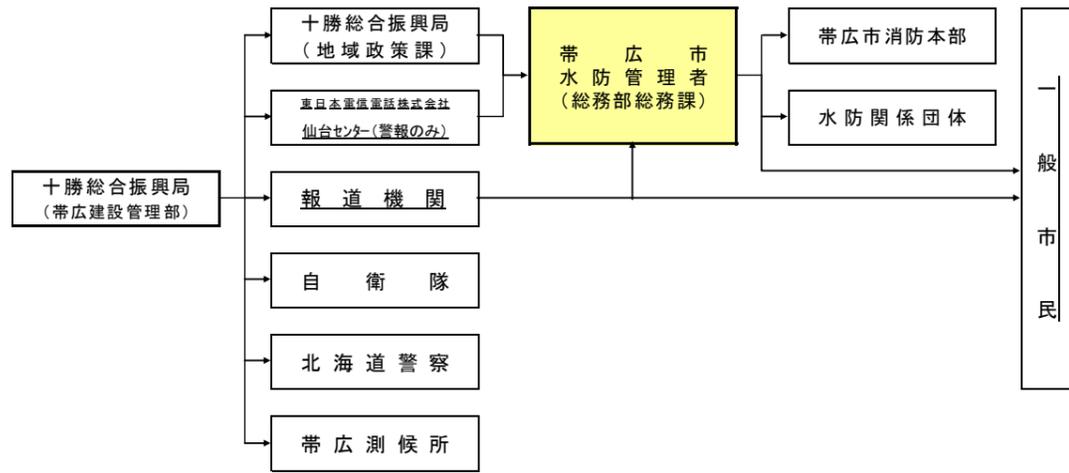
2 洪水予報の伝達経路



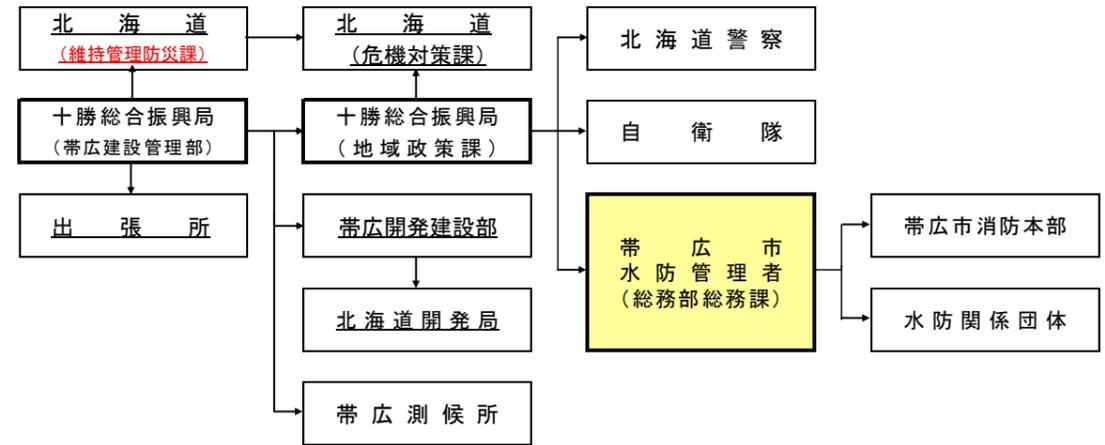
伝達経路の変更

第4章  
第3節  
9頁

第3節 水位周知河川における水位到達情報  
2 伝達経路



第3節 水位周知河川における水位到達情報  
2 伝達経路



伝達経路の変更

第4章  
第4節  
10頁

第4節 水防警報

▼基準点水位 (m)

管理者	河川名	水防警報 基準地点	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90
	札内川	札内(東13南8)	34.50	35.10	-	-
		南帯橋(愛国町)	76.60	77.40	-	-
		第2大川橋 (大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80
帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49
		上帯広町	143.76	144.83	-	145.63
	ウツバツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
	売買川	西7南3	49.76	50.22	50.93	52.20
	新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
	柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88

第4節 水防警報

▼水防警報を行なう河川と発表の基準となる観測所 (水位:m)

管理者	河川名	水防警報 基準地点	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	
開発局	十勝川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
	札内川	第2大川橋 (大正町)	103.20	104.10	104.70	104.80	
	帯広川	帯広(大通北2)	34.20	35.20	36.60	36.90	
北海道	帯広川	芽室町北伏古	71.58	72.58	73.35	73.71	
		西1南3	33.27	34.23	34.91	35.32	
		西2南2	51.20	52.28	53.02	53.49	
	ウツバツ川	上帯広町	143.76	144.83	-	145.63	
		ウツバツ川	西1南9	37.58	38.09	38.54	39.29
		売買川	西7南3	49.76	50.22	50.93	52.20
		新帯広川	西2北1	47.00	48.15	48.86	49.45
柏林台川	西1南2	43.59	43.97	44.14	44.88		

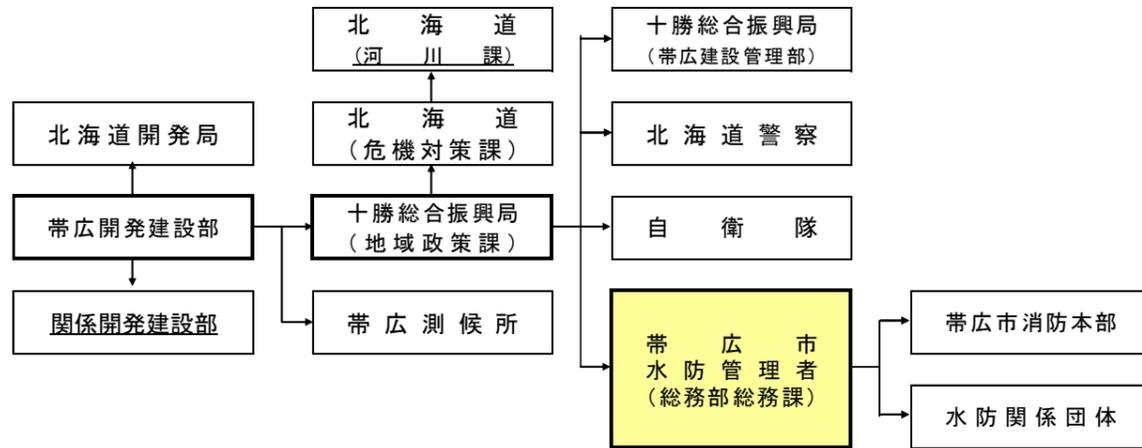
観測所の一部  
変更

第4章  
第4節  
11頁

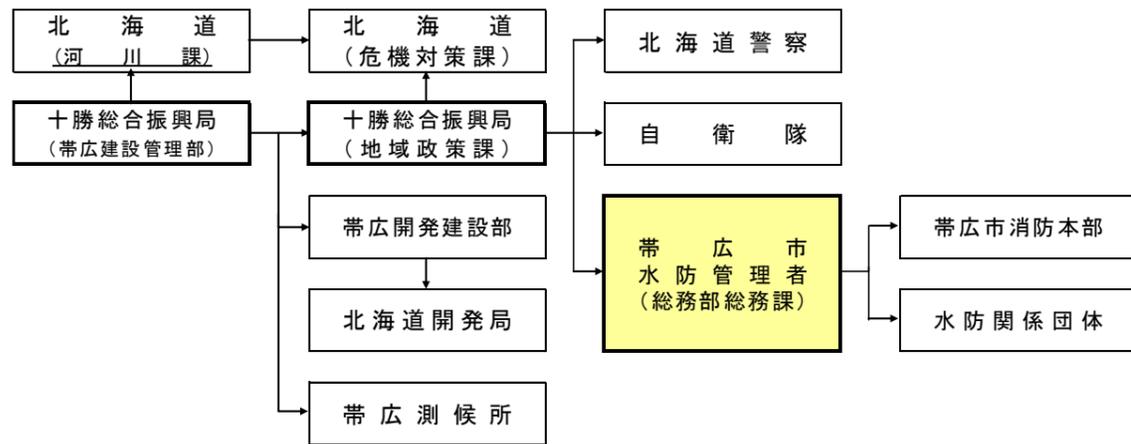
第4節 水防警報

3 警報等の伝達経路及び手段

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路



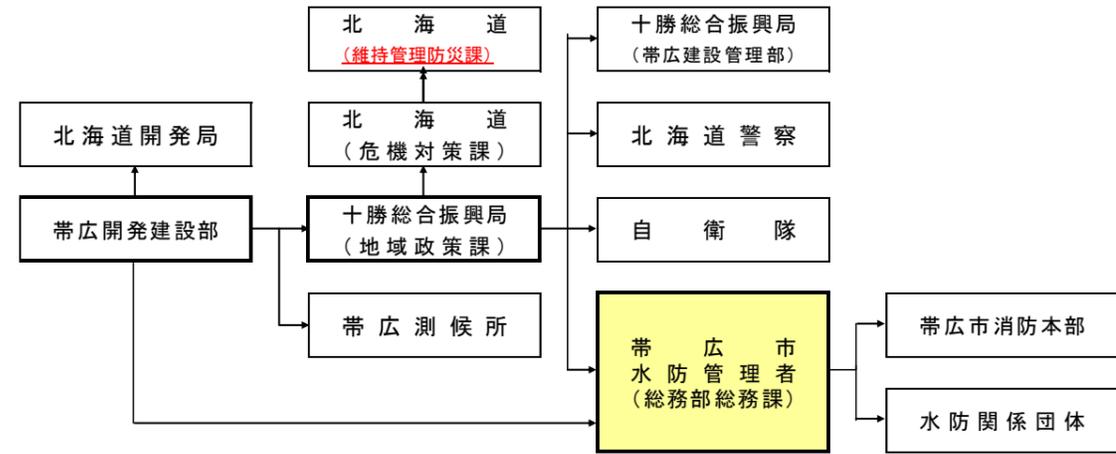
(2) 知事が発表する水防警報の伝達経路



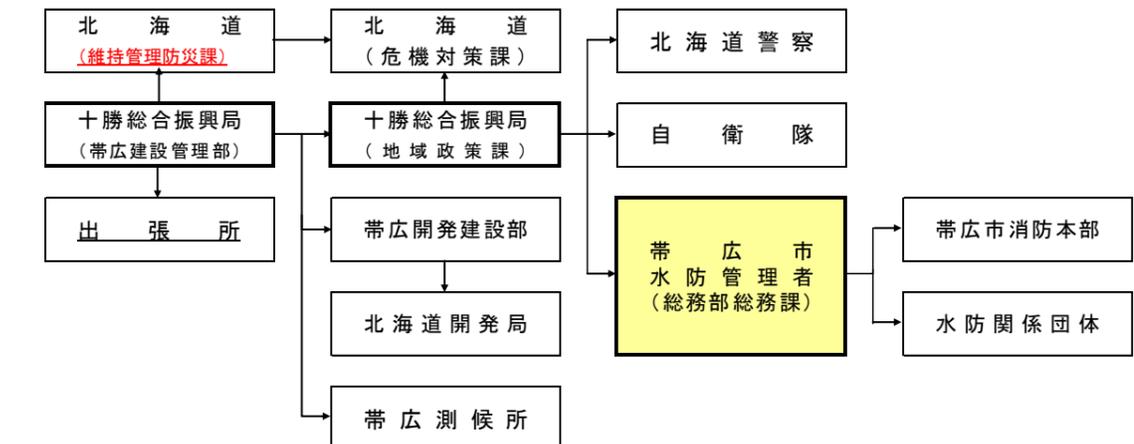
第4節 水防警報

3 警報の伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報の伝達経路



(2) 知事が発表する水防警報の伝達経路

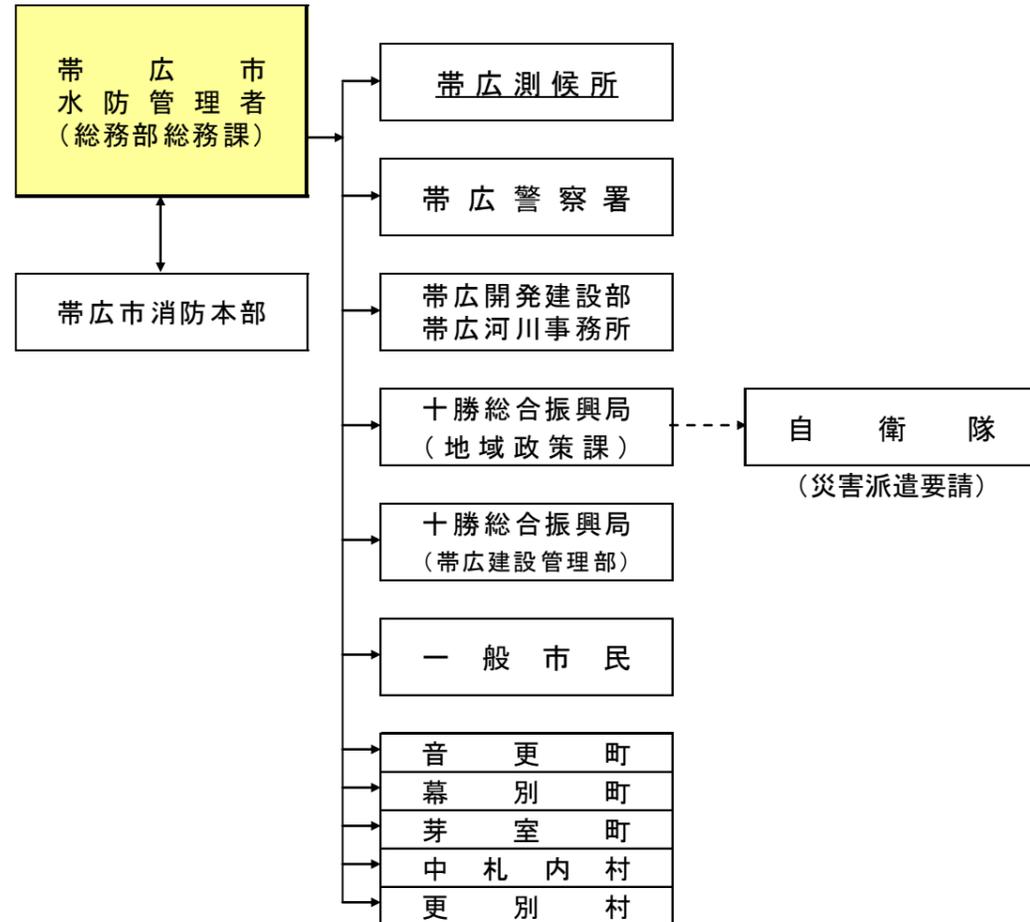


伝達経路及び  
北海道担当課  
名の変更

第4章  
第5節  
12頁

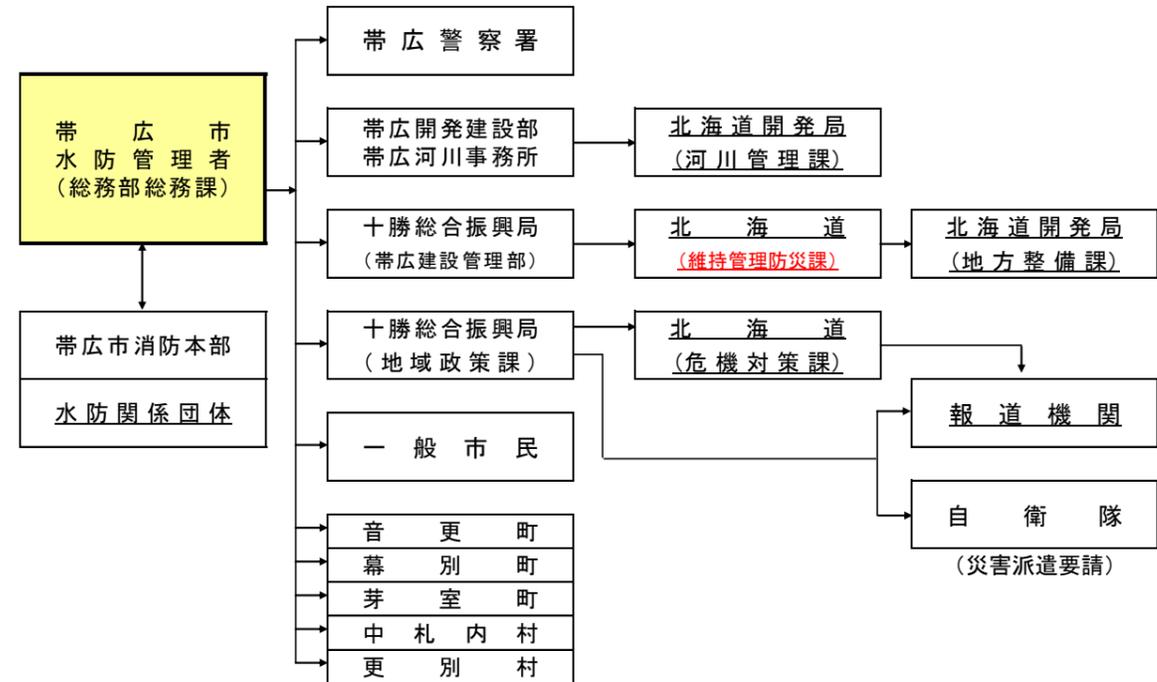
第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関は、直ちに次により通報するものとする。



第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関は、直ちに次により通報するものとする。



通報伝達経路  
の変更

第5章  
13頁

第5章 気象予報等の情報収集

▼ 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	<a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a>
防災気象情報提供システム	<a href="http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login">http://bosai.metinfo.go.jp/bousai/login</a>

第5章 気象予報等の情報収集

▼ 市町村向け情報提供

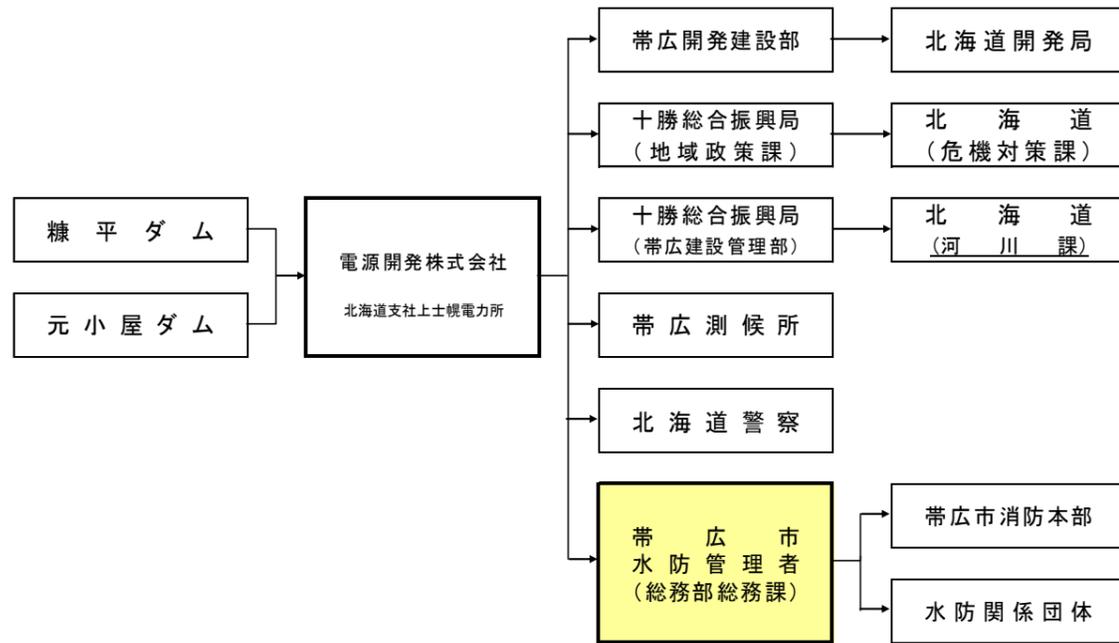
名称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」	<a href="http://city.river.go.jp/">http://city.river.go.jp/</a>
防災気象情報提供システム	<a href="https://bosai.jmainfo.go.jp">https://bosai.jmainfo.go.jp</a>

アドレスの変  
更

第6章  
第3節  
14頁

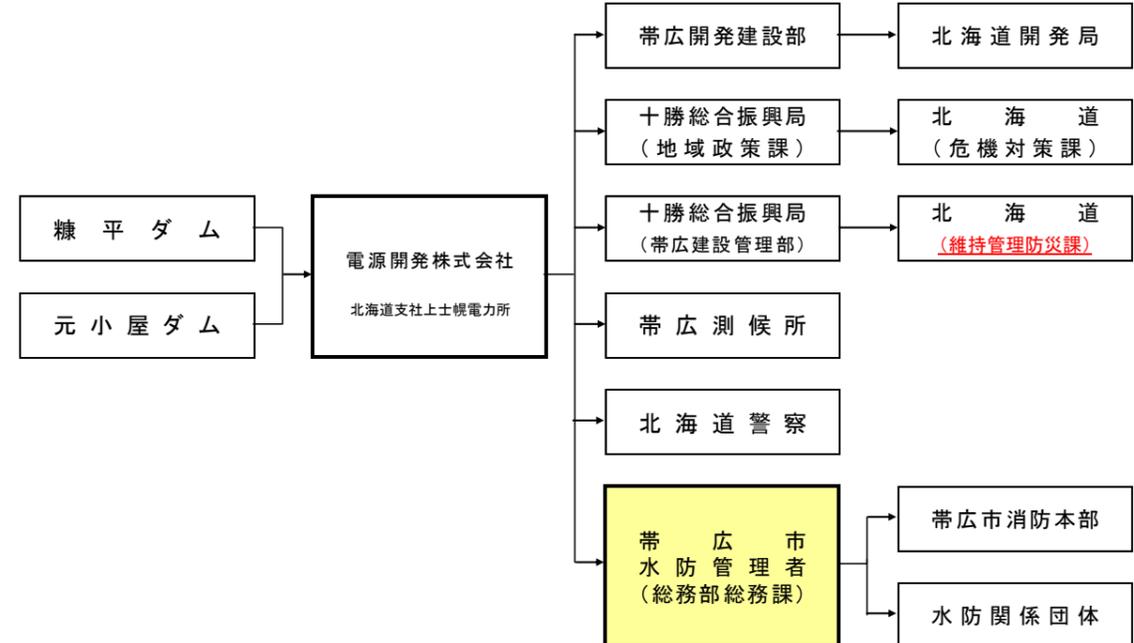
### 第6章 ダム・水門等の操作

#### 第3節 ダム情報連絡系統



### 第6章 ダム・水門等の操作

#### 第3節 ダム情報連絡系統



北海道担当課  
名の変更

<p>第7章 第1節 15頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 通信連絡</b></p> <p><b>第1節 水防通信網の確保</b></p> <hr/> <p><b>3 電気通信設備の優先利用等</b>      法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。      (1) 北海道総合行政情報ネットワーク      (2) 北海道警察本部通信施設      (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設      (4) 北海道電力株式会社通信設備      (5) 北海道開発局通信施設</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 通信連絡</b></p> <p><b>第1節 水防通信網の確保</b></p> <hr/> <p><b>3 電気通信設備の優先利用等</b>      法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。      (1) 北海道総合行政情報ネットワーク      (2) 北海道警察本部通信施設      (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設      (4) 北海道電力株式会社通信設備      (5) 北海道開発局通信施設  <u>(6) 第一管区海上保安本部通信施設</u>  <u>(7) 自衛隊通信施設</u></p>	<p>通信施設の追加</p>
<p>第8章 第1節 18頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 水防施設及び輸送</b></p> <p><b>第1節 水防倉庫及び水防資機材</b></p> <hr/> <p><b>2 水防用土砂の堆積</b>      水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広地区河川防災ステーション敷地内（東10条南20丁目）</li> <li>・帯広市道路車両センター（南町南6線46番地）</li> </ul> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 水防施設及び輸送</b></p> <p><b>第1節 水防倉庫及び水防資機材</b></p> <hr/> <p><b>2 水防用土砂の堆積</b>      水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帯広市道路車両センター（南町南6線46番地）</li> </ul> </div>	<p>堆積場所の変更</p>

## 第9章 水防活動

## 第1節 非常配備態勢

## (1) 市の非常配備基準

帯広市地域防災計画に定める非常配備態勢基準に準ずるものとする。

## ▼非常配備態勢の基準

配置基準	態勢区分	配備職員
各種警報発令	第1次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課、消防本部 ※第2次注意態勢の所属長は自宅待機
各種警報発令が延長により継続されたとき、警戒・災害対策に備える必要があるとき	第2次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課 ・上下水道部水道課 ・政策推進部広報広聴課 ・上下水道部下水道課 ・都市建設部管理課 ・農政部農村振興課 ・都市建設部道路維持課 ・学校教育部企画総務課 ・都市建設部みどり ・その他関係部課の課 ・上下水道部総務課
災害が発生したとき	第1種非常配備態勢	・第2次注意態勢の部課の職員、その他の所属長
数地区で災害が発生したとき	第2種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・各部課2／3以内の職員 ※その他の職員は自宅待機
市全域で災害が発生したとき	第3種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・職員全員

## 第9章 水防活動

## 第1節 非常配備態勢

## (1) 市の非常配備基準

帯広市地域防災計画に定める非常配備態勢基準に準ずるものとする。

## ▼非常配備態勢の基準

配置基準	態勢区分	配備職員
各種警報発令	第1次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課、消防本部 ※第2次注意態勢の所属長は自宅待機
各種警報発令が延長により継続されたとき、警戒・災害対策に備える必要があるとき	第2次注意態勢	次の部課の所属長と関係職員 ・総務部総務課 ・上下水道部水道課 ・政策推進部広報広聴課 ・上下水道部下水道課 ・都市建設部管理課 ・農政部農村振興課 ・都市建設部道路維持課 ・学校教育部企画総務課 ・都市建設部みどり ・その他関係部課の課 ・上下水道部総務課 ※その他の所属長は自宅待機
災害が発生したとき	第1種非常配備態勢	・第2次注意態勢の部課の職員、その他の所属長
数地区で災害が発生したとき	第2種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・各部課2／3以内の職員 ※その他の職員は自宅待機
市全域で災害が発生したとき	第3種非常配備態勢 【災害対策本部設置】	・職員全員

「自宅待機」の  
文言を追記

## 第1節 非常配備態勢

## (2) 消防機関の非常配備基準

配備区分	配備基準	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防警報指定河川に水防警報(待機)が発令されたとき</li> <li>2. 十勝川、札内川洪水注意報または情報が発令され、待機を必要と認めたとき</li> <li>3. 大雨警報または洪水警報の発令により、または河川等の状況により、待機を必要と認めたとき</li> <li>4. 知事から待機の指示を受けたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。</li> <li>2. 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。</li> <li>3. 分団長は担当水防区域に関する警戒を行う。</li> </ol>
準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 十勝川、札内川洪水警報及び水防警報指定河川に水防警報(準備)が発令されたとき</li> <li>2. 大雨警報または洪水警報の発令により、または河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき</li> <li>3. 知事から出勤準備の指示を受けたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。</li> </ol>
出勤	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防警報指定河川に水防警報(出勤)が発令されたとき</li> <li>2. 十勝川、札内川洪水警報が発令され、または雨量、水位、流量その他の状況により警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき</li> <li>3. 大雨警報または洪水警報が発令され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき</li> <li>4. 知事から出勤の指示を受けたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員及び団員の全員を招集し、現地パトロール、水防活動を実施する。</li> </ol>

## 第1節 非常配備態勢

## (2) 消防機関の非常配備と態勢

配備区分	配備の時期	配備の内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。</li> <li>2. 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。</li> <li>3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非直の職員に対し待機を指示する。</li> <li>2. 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を指示する。</li> <li>3. 分団長は担当水防区域に関する警戒を行う。</li> </ol>
準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。</li> <li>2. 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。</li> <li>3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要に応じて非直の職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。</li> </ol>
出勤	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大雨警報、大雨特別警報、はん濫警戒情報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の水が溢れたり、決壊等のおそれがあるとき。</li> <li>2. 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。</li> <li>3. 北海道知事が必要と認めて指示したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。</li> </ol>

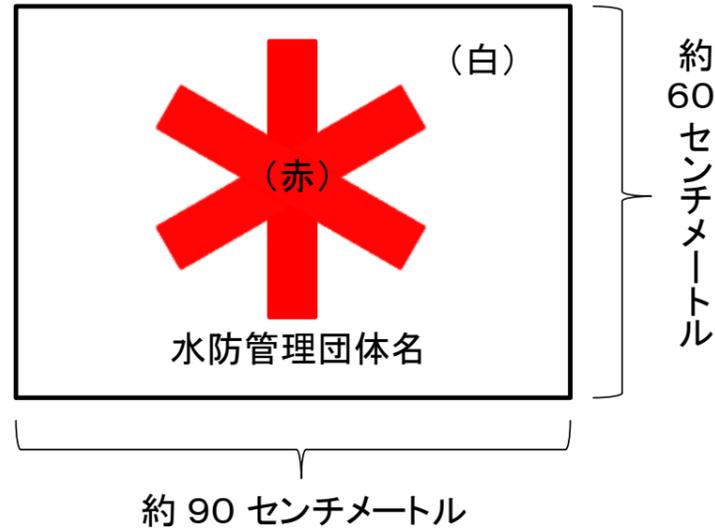
非常配備態勢  
の訂正

第 10 章  
第 2 節  
24 頁

## 第 10 章 水防信号、水防標識等

### 第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



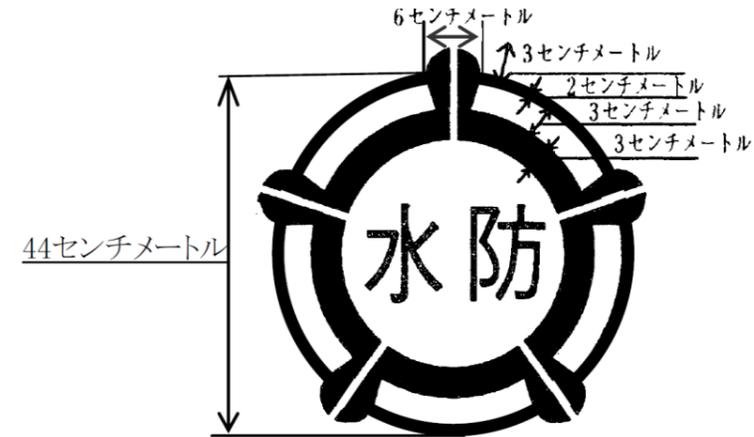
第 2 節  
24 頁

新設

## 第 10 章 水防信号、水防標識等

### 第 2 節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



水防標識の訂正

### 第 3 節 身分証票

法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

身分証票の新設

(表)

第 号	水防立入調査員証
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる職員であることを証する。	
平成 年 月 日	
帯広市長	Ⓢ

(裏)

水防法 (抜粋)
第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

<p>第 11 章 第 1 節 25 頁</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 協力及び応援</b></p> <p><b>第 1 節 河川管理者の協力</b></p> <p>北海道開発局帯広開発建設部及び北海道十勝総合振興局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p>▼ <b>河川管理者の協力が必要な事項</b></p> <p>(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供（伝達方法については、電話、ファクス等により確実に伝達する。）</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与</p> <p>(5) 帯広開発建設部より災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 協力及び応援</b></p> <p><b>第 1 節 河川管理者の協力</b></p> <p>北海道開発局長及び北海道知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p>▼ <b>河川管理者の協力が必要な事項</b></p> <p>(1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、<u>CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等</u>）の提供（伝達方法については、電話、ファクス等により確実に伝達する。）</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（<u>災害対策用機械含む</u>）の貸与</p> <p>(5) 帯広開発建設部より災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（<u>リエゾンの派遣</u>）</p>	<p>河川管理者名及び内容の訂正</p>
<p>第 4 節 26 頁</p>	<p><b>第 4 節 自衛隊の派遣要請</b></p> <p>水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、<u>知事</u>に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</p> <p>(2) 派遣を希望する期間</p> <p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(4) 派遣部隊が展開できる場所</p> <p>(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</p>	<p><b>第 4 節 自衛隊の派遣要請</b></p> <p>水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、<u>知事（十勝総合振興局長）</u>に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由</p> <p>(2) 派遣を希望する期間</p> <p>(3) 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(4) 派遣部隊が展開できる場所</p> <p>(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項</p>	<p>要請先の訂正</p>